

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市鶴舞中央図書館等の駐車場の使用料の額を改定するため、名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正理由・内容

令和7年10月31日付財政局長名通知「令和8年度当初予算に向けた使用料・手数料等の改定について」に基づき、市内の駐車場料金の価格等を参考に、同程度の料金を設定するため、名古屋市図書館の駐車場の使用料の額を改定するものです。

2 施行期日等

- (1) 令和8年10月1日から施行します。
- (2) この条例による改正前の名古屋市図書館条例の規定に基づいて交付されている回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例によることとします。

3 条例案

別紙のとおり



令和8年第 号議案

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

300円	11回分	3,000円
	25回分	5,000円

を

」

「

500円	11回分	5,000円
	25回分	8,300円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正前の名古屋市図書館条例の規定に基づいて交付されている回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市鶴舞中央図書館等の駐車場の使用料の額を改定する必要があるによる。